

**第16号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の  
基準に関する条例の一部を改正する条例**

**1 改正理由**

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が改正されたことに伴い、区の基準についても改正を行う

**2 改正内容**

懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除

**3 新旧対照表**

別紙「新旧対照表」のとおり

**4 施行期日**

公布の日

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○ 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年7月11日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成27年12月10日条例第65号 令和元年7月11日条例第10号 令和2年3月30日条例第6号 令和4年3月28日条例第11号 <u>令和4年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p>第26条 <u>削除</u></p>	<p>○ 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年7月11日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成27年12月10日条例第65号 令和元年7月11日条例第10号 令和2年3月30日条例第6号 令和4年3月28日条例第11号</p> <p>品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

付 則 (令和 年 月 日条例第 号)  
この条例は、公布の日から施行する。